



# 秋田県公報

## 目次

### 規則

○秋田県田沢湖スキー場条例施行規則（四五・観光課）……………1

## 規則

秋田県田沢湖スキー場条例施行規則をここに公布する。

平成十九年五月二十九日

秋田県知事 寺田典城

### 秋田県規則第四十五号

秋田県田沢湖スキー場条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、秋田県田沢湖スキー場条例（平成十八年秋田県条例第七十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間等)

**第二条** 秋田県田沢湖スキー場（以下「スキー場」という。）（スキー場の駐車場（以下「駐車場」という。）を除く。）の使用時間は、午前八時から午後九時までとする。

**2** 駐車場の供用時間は、午前零時から午後十二時までとする。

**3** 知事は、必要があると認めるときは、第一項に定める使用時間及び前項に定める供用時間を変更することができる。

(駐車場の拒否)

**第三条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車場の利用を拒否することができる。

一 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。

二 駐車場の設備をき損し、又は汚損するおそれがあるとき。

三 駐車場の構造上駐車させることが不相当と認められるとき。

四 前三号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(使用の許可の申請等)

**第四条** 条例第二条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）並びに電話番号

二 会議室の区分

三 使用目的、使用年月日、使用時間及び使用人員

四 申請の年月日

**2** 条例第二条第二項の規定による使用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）並びに電話番号

二 使用しようとする土地、建物又は駐車場の別

三 使用場所及び使用面積

四 使用目的、使用年月日、使用時間及び使用人員

五 対価の有無

六 申請の年月日

**3** 知事は、スキー場の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしないものとする。

一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

二 スキー場の管理上支障があると認められるとき。

(使用料の減免の申請)

**第五条** 条例第五条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）並びに電話番号

二 使用年月日及び使用時間

三 納入すべき額

四 減免を受けようとする額及び理由

五 申請の年月日

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用時間等)

**第六条** 条例第七条の規定によりスキー場の管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者に管理を行わせる場合」という。）のスキー場（駐車場を除く。）の使用時間及び駐車場の供用時間は、第二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、第二条第一項に定める使用時間及び同条第二項に定める供用時間を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

る。

**2** 指定管理者に管理を行わせる場合における第二条第三項の規定の適用については、同項中「知事」とあるのは「指定管理者」とする。

**3** 指定管理者は、第一項の規定により使用時間及び供用時間を定め、若しくはこれらを変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第二条第三項の規定によりこれらを変更したときは、その使用時間及び供用時間をスキー場の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の駐車場の拒否)

**第七條** 指定管理者に管理を行わせる場合における第三条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)

**第八條** 条例第八条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条第一項の許可を受けようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければならない。

**2** 条例第八条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条第二項の規定による使用の許可を受けようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければならない。

**3** 指定管理者は、スキー場の使用が第四条第三項各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしないものとする。

**4** 指定管理者は、第一項及び第二項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

(利用料金の承認の申請)

**第九條** 指定管理者は、条例第十一条第一項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、使用の区分及び当該区分ごとの利用料金の額並びにその算定の根拠を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(補則)

**第十條** この規則に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合のスキー場の管理に關し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

附則

(施行期日)

**1** この規則は、平成十九年六月一日から施行する。

- 2 (秋田県営田沢湖高原駐車場条例施行規則の廃止)  
秋田県営田沢湖高原駐車場条例施行規則(昭和五十六年秋田県規則第五十三号)は、廃止する。  
(準備行為)
- 3 第六条第一項の規定による使用時間及び供用時間の承認並びに第十条の規定によるスキー場の管理に關し必要な事項の承認に關する手続は、この規則の施行前においても行うことができる。
- 4 条例附則第二項の規定による利用料金の承認の申請は、第九条の規定の例により行うものとする。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話 862-8766 FAX 863-0005  
 E-mail: matsubara@natsubaransu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄